２０１７年８月９日

大阪府なにわ北府税事務所

　　所長　　厳樫　茂　　様

自治労大阪府職員労働組合税務支部

なにわ北分会　分会長　髙橋　俊行

要　求　書

　当分会においては、組合員が健康で働きやすい職場環境を整えるため、下記事項について、速やかに実現することを要求します。

１　従来からの労使慣行を遵守すること。

２　冷暖房の運転は、期間にとらわれず弾力的に行うとともに、総務部長通知に基づき、適正な温・湿度管理を保つこと。また、冷暖房・換気装置の点検整備を行うこと。

３　ＶＤＴ作業にかかる職場環境を確保し、組合員の健康管理について細心の注意を払うこと。

４　安全確保の観点から、公用車（自転車を含む）の運行に支障のないよう点検および整備に努めること。また、公用車の事故防止のため、正面出入り口にミラーを設置すること。

５　衛生面を考慮し、５階の男女トイレについて、洗浄機能付き便座を設置すること。また、各階のトイレについて、消臭も含み衛生面を保つこと。

６　プライバシー保護のため、５階の男女トイレに目隠しドアを設置し、環境を整備すること。

７　税務手当について、給料の調整額に移行すること。

別　紙

＜要望事項＞

１　事務所安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康管理体制の充実を図ることを要望する。また、人間ドックの受診希望者全員が受診できるよう受診枠を拡大することを要望する。

２　公用車（自転車を含む）に関わる交通事故については、分限条例を改正して身分保障を図るとともに求償権を放棄するよう、本庁に働きかけることを要望する。

３　消耗品、備品については業務に支障のないよう措置すること。

４　１階エントランスにそれぞれ小さな泥除けマットについて、固定されていないことから、来庁者が引っかかり転倒することも考えられ、また見栄えも悪い。来庁者への事故防止および衛生面の観点から、吸水性が高く、泥除け効果のある大きなサイズのエントランスマットへ新調すること。

５　机上電話機については、経年劣化による変色、汚れ、部品の欠損があり、通話時の受話音量の調整機能も乏しい。また、定期的な受話器の清掃がなくなり、衛生面での対応も図られていない。受話音量や呼び出し音等の調整機能に優れた新機種への更新を要望する。

６　各課で使用している扇風機や暖房器具について、経年劣化により危険なものは更新を図ること。また、製造から長期間経過した扇風機や暖房器具は、火災の原因になるため、使用期間（※）を大幅に超えているものは、事故防止のため、計画的に買い替えを行うこととし、使用期間の基準を示すこと。なお、４階は職員増加による狭隘化のため、暖房器具を置くスペースが限られているので、対策を講じること。

※使用期間　：電気用品安全法の技術基準省令の改正により、平成21年4月から「長期使用製品安全表示制度」が開始され、家庭用の扇風機の使用期間は最長10年もしくは、6年と表示されている。

７　電話交換室は、既存の換気設備の音がうるさく、業務に支障をきたす。騒音のため窓を開けることもできない。換気を行うことが困難なので、対策を講じること。

８　出退勤カードリーダーの反応が悪いため、出退勤エラーが多い。出退勤エラー回避のため、音だけでなく、音声案内があればよい。

９　庁舎内に自動販売機を設置すること。